

# 令和3年度 八潮市テイクアウト・デリバリー応援事業 実施要領

## (目 的)

第1条 八潮市商工会では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、依然として飲食店等における売上高の低迷が続いている状況を鑑み、テイクアウト（持ち帰り）やデリバリー（出前）に力を入れる飲食店等の売上を確保するために、八潮市からの支援を受け、飲食店等限定で利用が可能なクーポン券を発行する。

## (対象地域)

第2条 本事業の対象地域は、八潮市内とする。

## (発 行)

第3条 八潮市商工会が発行するものとする。使用期間は、クーポン券の記載してある期間とする。

## (事 業)

第4条 本事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 令和3年12月1日から使用できるクーポン券を発行し、期限は令和4年1月31日とする。但し、利用総額に達した時点で終了する。
- (2) 事業案内チラシ及びクーポン券（300円×5枚綴り）は、郵便で八潮市内全戸配布する。
- (3) クーポン券が利用できるのは、テイクアウト（持ち帰り）やデリバリー（出前）に限定する。
- (4) 取扱事業所が新型コロナウイルス感染防止対策として（消毒用アルコール・アクリル板等の購入費用、2万円を限度に助成する。但し、令和3年10月1日から12月31日までに支払ったものが対象。

## (取扱事業所)

第5条 八潮市商工会は、クーポン券の取扱事業所を公募するものとする。

- 2 取扱事業所の募集は、令和3年10月1日（金）から随時。
- 3 取扱事業所は、本事業実施要領を承認の上、登録申込書の提出を行うこととする。
- 4 取扱事業所としての本事業への登録申込は無料とする。
- 5 取扱事業所は、次に掲げるものとする。
  - ① 八潮市内で食品衛生法第52条の許可を得ている飲食業等を営む、原則、八潮市商工会会員である事業所（八潮市暴力排除条例第2条第2号・第3号に規定する暴力団員等暴力団等と密接な関係を有すると認められる者が関与する場合を除く）。但し、大型店・チェーン店及びフランチャイズ店は対象外。
  - ② その他、八潮市商工会長が特に許可したもの。
- 6 八潮市商工会は、取扱事業所から登録申込書の提出があった場合、対象事業者であるかどうかを確認し、ポスター及びのぼりなどの必要書類を交付するものとする。
- 7 取扱事業所は、店頭付近に八潮市商工会が交付したポスター及びのぼりを掲出するものとする。
- 8 取扱事業所は、八潮市民等からクーポン券の提示を受けた場合には、クーポン券の額面金額に応じ現金同様の取扱いを行う。但し、1品（1セット）500円以上で1枚（一会計につき複数枚利用可）とする。
- 9 取扱事業所は、埼玉縣信用金庫八潮・八潮南・東八潮支店の3店舗においてクーポン券を換金する。

## (換金及び助成)

第6条 商品券の換金は、次のとおりとする。

- (1) 取扱事業所は、使用済みであることを明示するため、受領したクーポン券の裏面の引換店欄に取扱店名を記載（手書き又はゴム印）しなければならない。
- (2) 取扱事業所は前項の処理を行ったクーポン券を持参し、クーポン券換金請求書に必要事項を記入し、埼玉縣信用金庫八潮・南八潮・八潮東支店のいずれかに提出しなければならない。
- (3) 取扱事業所は、新型コロナウイルス感染防止対策として消毒用アルコール・アクリル板などを購入し助成を受ける場合、新型コロナウイルス感染防止費用助成金請求書に必要事項を記

入し、購入明細書及び領収証等の写しを八潮市商工会に速やかに提出しなければならない。

(4) クーポン券受領後、直近の換金日に速やかに換金する。

**(取扱事業所の責務)**

第7条 取扱事業所は、次の責務を負うものとし、故意に違反した場合にはその損害を八潮市商工会に対して負うものとする。(厳守事項)

- (1) 受領したクーポン券は、第6条の規定に基づき埼玉縣信用金庫八潮・八潮南・東八潮支店の3店舗で換金すること。
- (2) クーポン券を単に現金化する行為または再利用しないこと。
- (3) クーポン券の保管ならびに管理には、細心の注意をもってあたること。
- (4) その他、本事業の目的に反するような行為はしないこと。

**(事故)**

第8条 クーポン券を所有する者のもとで発生した事故については、所有する者がその責を負い、八潮市商工会はその責を負わないものとする。

**(偽造券等)**

第9条 取扱事業所は、通常の注意をもってすれば偽造されたことがわかるクーポン券を持ち込まれた場合、引き換えを拒否しその旨を速やかに八潮市商工会に報告するものとする。尚、こうしたクーポン券を受領した場合においては、取扱事業所の責とする。

**(経費)**

第10条 本事業を運営する経費は、八潮市からの補助金、八潮市商工会の負担金、その他の収入を充てる。

**(会計)**

第11条 本事業の会計は、所定の書式により八潮市商工会において行う。

**(その他)**

第12条 この実施要領に定めのない事項については、八潮市及び八潮市商工会において協議し決定する。

**附 則**

この実施要領は、令和3年10月1日から施行する。